

経過措置等について

1. 在校生について

- ① 一切認めない
- ② 在校生は、卒業まで現籍校に在籍可能とする。
- ③ ある一定の学年（例えば、小学校5年生、中学校2年生）以上を、卒業まで、現籍校に在籍可能とする。
- ④ 現籍校から転籍することが当該児童・生徒の学校生活に影響が大きいと保護者が判断した場合に在籍可能とするなど、保護者の意見を反映する。

2. 在校生に経過措置を適応する場合の未就学の弟・妹について

- ① 一切認めない
- ② 兄・姉の学年及び弟・妹の年齢を勘案して判断する。
(例)・兄弟が同時に在籍する期間が一定年数以上の場合に認める。
 - ・弟・妹が○歳児以上の場合に認める。
 - ・兄・姉が○年生以下の場合に認める。

3. 転校生に対するケア

転校前の友人、先生との交流などのプログラムを実施する。